

事務事業名	自立支援医療給付事業	担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係	
政策名	2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	4	障がい者の自立と社会参加の支援
成果指標	名称	単位	4 年度実績	
	更生医療の給付を受けた人数	人	319	
	育成医療の給付を受けた人数	人	10	
事業概要	<p>障害者総合支援法、真岡市自立支援医療（育成医療）支給事務取扱要綱 更生医療：身体障害者手帳を所持している障害者に対して、生活上の便宜を増すために、障がいを軽減するためや機能を回復するための医療の自己負担分と入院時の食事療養費を給付する。 対象者は、対象疾病（人工血液透析、心臓手術（ペースメーカー等）、人工関節、口蓋裂など）の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の障がい者であって、給付を申請する更生医療の内容に合致した障害認定を受けている者である。 育成医療：18歳未満の障がい児に対し、生活能力を得るために、障がいを除去、軽減する手術等の衣料の自己負担分と治療用器具費を支給する。 精神通院医療：在宅の精神障がい者等が病院で受けた治療に対する医療を給付する。精神通院医療については県が実施主体である。市では申請時に所得区分の判定等を含め受付し県に進達を行う。 更生・育成医療は補助率 国：1/2、県1/4</p>			
4 年度実績・成果・課題	<p>更生医療の給付申請者：319件 更生医療の給付額：公費負担額128,360,878円(A) 育成医療の給付申請者：10件 育成医療の給付額：公費負担額377,272円(B) 総額128,738千円(A+B) 国1/2：64,369千円、県1/4：32,185千円、市：一般財源32,185千円 更生医療及び育成医療の申請後の認定・給付は100%である。 更生医療及び育成医療の給付により、障がいの軽減改善を図るとともに、障がい児・者の経済的負担軽減を図っている。 対象疾病は、生活習慣病からの重症化や生活習慣病そのものが原因疾病となるものである。生活習慣を見直し、健康なうちから予防することで、病気になりにくくしていくことが必要であり、庁内関係課の予防対策や健康保険ごとの健診・保健指導等が重要となっている。</p>			
今後の方向性と具休策	<p><input type="checkbox"/>廃止 <input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>目的絞込み <input type="checkbox"/>目的拡充 <input type="checkbox"/>事業統合 <input type="checkbox"/>事業のやり方改善 <input type="checkbox"/>予算削減 <input type="checkbox"/>予算増大 <input type="checkbox"/>現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）</p> <p>【具体的な改善案】 障がい福祉サービス事業として実施されており、申請から認定交付までに時間を要することから、迅速な事務の遂行が必要となる。申請時の受付業務を円滑に行うため、係内で受付対応について情報共有する。 関係機関の判定があるため、受付後確認事項のチェックを行い、早急に判定依頼し対象者あて交付する。 一部の新規利用者は、税情報の確認のため課税証明の提出を求めていたが、マイナンバーを用いた情報連携により原則提出不要となった。</p>			